

第1回 「好かれる人になるために～社会人としてのマナーを身に付ける」

講師：聖徳大学 教授 島田 薫 先生

〈好かれる人とは〉

人から好かれるポイントは「笑顔」である。笑顔で話せるだけで合格点である。出世をしていく人の共通点は明るく笑顔で挨拶ができる人である。

また、一所懸命であることも大事である。ミシュランで星が付く店で『きれい好き』『働きの』『向上心がある』ということが共通しているが、どんな組織にいても上を目指そうとする人は、一所懸命に働き、認められていくものである。

〈社会人のマナーとして〉

- ① あいさつ ② 名刺の渡し方 ③ 上着の着脱
- ④ 階段、エレベーターにおけるお客様のご案内 ⑤ 電話の取り方 ⑥ 思いやりをもつ
- ⑦ 行動力 ⑧ 食事中的マナー ⑨ 子どもに身に付けさせたいマナー
- ⑩ 話し方（敬語・笑顔） ⑪ 講演を受けるにあたり

〈まとめ〉

格差社会とは金銭的な意味だけのものではない。教養の有無でも格差社会は存在する。教養のある人は幸せになれる。幸せになるためには「ありがとう」や「どういたしまして」といった言葉が素直に言えることが大事であり、よいと思ったことはすぐに行動にうつす行動力も必要である。自分のために学ぶことをこれからも頑張ってもらいたい。

第2回 午前の部「統計から見る東京の子ども達（学力・体力・健康状態）」

講師：武蔵野大学、杏林大学講師 舞田 敏彦 先生

子ども達を見る場合、学力が話題にされることが多いが、健康や体力といったものは学力の前段にあるものであり、とても重要な存在であると考えている。

まずは子どもを取り巻く社会的要因について確認をする。子どもを取り巻く環境にはレベルがある。まずは大きな社会（高度産業社会・情報社会・格差社会）。その枠内にある中くらいの社会（大都会・東京）。そして、実際に子どもを直接取り巻いている小社会（家庭・学校・近隣地域）がある。これら環境要因が子ども達の発達に影響を及ぼしている

〈健康状態〉① 身体について ② 肥満について ③ 近視について ④ むし歯について

〈体力〉① 時代変化 ② 東京の位置 ③ 都内の地域差

〈学力〉① 東京の位置 ② 都内の地域差 ③ 学力を予測する。

午後の部 「東京都災害医療体制と区東北部における災害医療体制」

講師：東京女子医科大学東医療センター 救急医療科 磯谷栄二 先生

東京都では年間に何件くらいの救急搬送があるのでしょうか。正解は 79 万件です。都内に救急車は 250 台しかない。79 万件の患者を搬送しているのはたった 250 台の救急車である。救急には 1 次救急、2 次救急、3 次救急がある。1 次救急は夜中に腹痛が起きて夜間救急にかかる等の入院の必要がない患者、2 次救急は救急車で搬送され、入院となるような患者。第 3 次救急には命が担保できないような患者が搬送されるところ、つまり最重症を見るのが救命救急センターである。第 3 次救急に運ばれるのは年間どのくらいか。年間、2 万 9 千人位、1 日あたり 80 人位の人が命のやり取りが必要となる状況で運ばれてくる。では、救命救急センターは都内にいくつあるか。正解は 26 か所。50 万人に対して救命センターを一つ設置すると言うのが厚労省の方針となっている。女子医科大学は人口 110 万人に対して 1 医療センターであるため、対応人数が多くなっている。

（公社）東京都教職員互助会

3. 1 1 が起こった当時、都知事の命を受けて災害医療協議会が行われた。翌年 2 月には災害医療コーディネーターという役職もできた。災害医療体制は東京都も区も力を入れているものがあるが、災害医療体制が住民のための体制であることを住民が知らないという現実がある。災害医療制度について、理解を広げるために話をしていく。

〈災害医療とは〉 ① 災害医療における約束 ② トリアージが必要となる状況

③ トリアージの分類 ④ トリアージの概念

〈東京都の災害医療とは〉

2011 年 12 月 23 日に第 1 回東京都災害医療協議会が開かれた。画期的な変化としては、災害医療コーディネーターという役割が新たに作られたこと。また、フェーズが 6 段階になったことである。東日本大震災が起こるまではフェーズは 2 段階しかなかった。実際の災害に即したフェーズが作られ、国、行政、病院などが行うことが書かれている。災害医療コーディネーターは東京都に 3 名、地域 12 名おり、災害医療コーディネーターが中心となり、東京都の災害医療体制が構築されている。(詳細については東京都の HP を参照)

今までは行政と医療はそれぞれ別々の動きであったが、今は行政と医療がコラボレーションしている。今後は企業とのコラボレーションも模索していく必要がある。

第 3 回 「学校の危機管理 ー未然防止・危機対応・再発防止」

講 師：神田外語大学 国際コミュニケーション学科 教授 嶋 崎 政 男 先生

危機管理の 3 段階 4 機能

(1) 危機管理の 3 段階

① リスクマネジメント：危機管理 ② クライシスマネジメント：危機対応

③ ナレッジマネジメント：再発防止

(2) 危機管理の 5 つの機能

① 開発的・発達の・積極的 ー 0 次予防。全員を対象にして周知徹底する。

② 予防的 ー 二次的。一部の子どもに声をかける。保健室に期待されていること。

話をきくだけでなく、ほかのことにも気づく。

③ 問題解決的 ー 特定な子に対して対応を考える。

④ 治療的・司法的

⑤ 再発防止的

〈ハインリッヒの法則〉

1 つの問題には、29 の出来事、300 の何かしらの兆候がみられるという。何か起こるまでには何百かの兆候がある。小さなサインに大きな問題が隠されているということを表している。

まさに養護教諭に期待すること。

管理職に求められる危機管理の基本姿勢 (心) と力量 (技)

(1) リスク M：教育課程への位置付け (具体的に何をするか)

(2) クライシス M 危機管理のさ・し・す・せ・そ

さ：最悪 し：慎重 す：すばやく せ：誠意 (具体的な行動) そ：組織対応

「最悪を想って、慎重かつ素早く、誠意をもって、組織で対応する」

ただし、誠意は目に見える具体的な行動でなければならない。

① 「危機管理は危機を危機だと感じた時に始まる」

② 「危機は「最前線」の人によって即座に対処されれば小さくおさまる」

③ 「悲観的に準備し、楽観的に対処せよ」

④ 「一人で何もかもできる教師 (人) はいない」

(3) ナレッジM 「こんなことがあったら危ない」(情報収集が極めて大事)

(4) 法的知識を基盤とした組織的・包括的対応

- ① いじめ防止対策推進法：いじめの定義「攻撃」から「行為」に変わった。
- ② 学校保健安全法
- ③ 虐待防止法：身体的虐待が多い。
- ④ 子ども・若者支援推進法 —訪問支援(アウトリーチ)
- ⑤ 子どもの貧困対策法
- ⑥ 発達障害者支援法

いじめ問題の危機管理

(1) 法に定められた危機管理の3段階

- ① リスクM 開発的な働きかけが大事。開発的(15条)：豊かな情操・道徳心・対人関係
- ② クライシスM
いじめに対する措置(23条)の言葉の使い分けの意思統一が出来ているか確認する。
措置の確認(具体的に)：支援 →いじめられている子どもへ
指導 →いじている子どもへ
助言 →双方の保護者へ

(2) 加害者指導の在り方

- ① 基本姿勢
- ② 指導の順序性

(3) ナレッジMの重要性

加害者指導をしっかりやること

第4回 「特別支援教育における合理的配慮について」

講師：東京都臨床心理士会会員 早稲田大学障害学生支援室 同教育学部講師
公立・私立学校 SC、臨床心理士・特別支援教育士 石川 悦子先生

学校で気がかりな生徒とは

体調不良等、やはり体に現れやすい。進路も自分のことがわからないため、なかなか決められないことが多い。

こどもの姿と成長プロセス

なるべく幼児の頃に基本的な生活習慣を身につけて、我慢などセルフコントロールを覚える。学童期では頑張ることの大切さを覚える。青年期では心身がアンバランスとなるため、自分中心ではなく、相手から見たらどうかという視点をもてるようになる。このようなプロセスを通して、様々な力を身につけてほしいが、どうしても障がいをもつ子は周りに配慮をしたりすることが難しい。どうすれば我慢できるか、どうすればじっとできるか、どうすれば言葉で話せるようになるかなどを想定しながら関わるのが大事。

生きにくさを抱えた生徒の悩み

スクールカーストのカーストの中にもいないと卑下する子もいる。励まして自己理解を進めていくことが大事。また、自分の違和感を誰かに話せているか。金銭トラブルも多いが、シンプルに指導(知識を伝える)することが大事。

発達上、躓きがある児童・生徒への対応

- ・3つの面からアセスメントすることが大事。(心理面、社会面、身体面)
- ・今は通常級で6.5%在籍していると言われていたが、10年前は6.3%。
- ・校内委員会で対応方針を確認することが大事。行事予定に入っているか、具体的かが重要。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

ますます学校のコーディネーターが忙しくなる

障がい者差別解消法の成立

平成 28 年に施行されるもので合理的な配慮を求めている。文科省からも対応指針も発表された。大学ではどこまでやるのか。障がいをもつ学生をどう合理的に対応するか。

障がい者の権利に関する条約への対応

システムの構築を示しており、環境整備をすることが大事。

合理的配慮の考え方

負担になり過ぎないというのは、所属しているところがどこまで何をできるかということ話し合うことが大事。難しいところは伝える必要がある。例えば、保護者面談において「手すきの先生が教えてくれる」ということを保護者に伝えると、保護者にとっては耳触りがよい部分が残る、うまくいかなくなることもある。要望があっても難しいこともあるということを伝えていくことも合理的配慮の考え方である。思いつきは合理的ではない。よく「調整」をすることが重要。

インクルーシブ教育と合理的配慮

先駆的に行っているところもあるが、どこまで可能かはやはり話し合わなくてはならない。

校内委員会のもち方

管理職は入ったほうがいい。また、PDCAサイクルを意識することが大事。循環を意識。どのくらいの期間で行っているか確認する。

ユニバーサルデザインの7つの視点

教室の中でロッカーや棚がある場合、やり方を教える。見本を示すということもある。可能であれば、分かりやすい引き出しを用意するなどもある。机が山になってしまわないよう箱を用意するなどもある。

発達障がいの学生が抱える困難

生活管理が難しい。朝起きられるかなども心配であり、コミュニケーションスキルの困難な事が多くある。そのためアクティブラーニングが苦手な場合もある。受験では別室受験を行っている場合もある。ただし、高校からのエビデンスがある。大学生になっても紙で指示が必要な子もいるし、パソコンでしか論述ができない子もいる。センター試験などでは、その階にだれも居ないような環境で行うこともある。

違いが障壁になる。

教員はそういう子供たちの通訳になってほしい。自己理解を進めてあげる。力をつけて卒業させたい。セルフアドボカシー。また子供が、保護者が何に困っているのか、それを担任に伝えるなどの通訳になってほしい。

学生が求める教師像

当事者は自分の不全感に気が付いている。その上で葛藤をしている。受け止めてくれる先生や具体的に話をしてくれる人が身近にいると心強い。また、時間を与えてあげることも大事だが、「よく考えて決めればいい」と言ってしまうのでは困ってしまう。「決められないから困っている」という困り感の箇所が違うことを意識してほしい。

障がいの分け方

語用論的。経験があるからできる。共通の体験がないとできない。「ここを片付けて」と話した時、何をどこまで片付けたらいいか分からないこともある。何か経験があればできるが、経験がないと取り違えることもある。どのような経験をしているか読み取ることも必要。小中では、理解していた訳ではなく、周りを見てやれていたということもあるので注意が必要。

基本的理解と対応

ADHDの子は注意力や集中の持続も大事であるが、分配と転換も大事。過集中になってしまう。早め早めの声かけが大事。見通しを立てさせるといいうが、なかなかできない。砂時計を使ったり、タイマーを使ったりする工夫も必要。保健室では、一歩引いたところで見ても助言をしたり、教科の先生に伝えたりしてほしい。

限局性学習障がい の要因と指導上のヒント

WISCなどから、どのような環境調整ができるかを考えることが大事。

気がかりな生徒への対応

なるべく、紙に書かせて優先順位を決めていくのがよい。その上で方法を考える。フィードバックも必要。

自己肯定感を高める関わり

当たり前のことのできたらほめる。認める。また、できそうなことを与える。

個別の指導計画

短期目標と方針が重要。対応については「見える化」をすることが大事。

指示カード 等

多すぎるとはいけない。保護者と話し合っ作るとよい。また、必要教具をパッキングするのも効果的。

教育相談と特別支援教育の関係

コーディネーターはモニタリング機能を発揮するのが大事。

NGワード

- ・あいまいな表現「だいたい」「ちょうど」などは使わない。
- ・苦手なことを求める表現「みんなの気持ちを考えて」というのも難しい。
- ・多数派と区別する言い方「ふつうはしないよ」
- ・字義通りにしか受け取れない表現「何回言えばわかるの」
- ・二重否定や皮肉「たいしたもんだ」